

○我孫子市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成 30 年 3 月 28 日訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が所管する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の実施方針及び実施計画)

第 2 条 市長は、指導監査を適切に実施するため、毎年度当初に指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）及び指導監査実施計画を策定するものとする。

2 実施方針の策定に当たっては、国要綱、本市の福祉行政施策、前年度の監査結果等を勘案し、効果的な実施を図るものとする。

3 指導監査の実施に当たっては、画一的又は形式的な問題の指摘に陥ることがないように配慮するとともに、法人運営の適正化及び自主性の向上のために必要に応じ助言及び指導を行うものとする。

(指導監査に係る基準等)

第 3 条 指導監査の確認事項、着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」によるものとする。

(指導監査の種類及び方法)

第 4 条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とし、それぞれ次に掲げるところにより行う。

(1) 一般指導監査 実施方針に基づき、法人の事務所に出向し、実地において行う。ただし、法人の運営等に関して問題が発生した場合、通報若しくは法第 59 条の規定により届書のあった書類によりそのおそれがあると認められる場合等においては、随時に実施することができる。

(2) 特別指導監査 一般指導監査によって重大な問題が認められた場合、法人の運営が著しく適正を欠くものと認められる場合等に実地において行う。

(指導監査の通知)

第 5 条 市長は、指導監査の実施に当たっては、指導監査の期日、事前提出資料、指導監査を受ける際に準備すべき資料その他必要な事項を事前に法人の代表者に通知するものとする。ただし、特別指導監査については、この限りでない。

2 前項の通知は、原則として監査実施日の 2 月前までに行うものとする。

(監査の実施)

第6条 市長は、指導監査を実施するときは、法人に対し、監査資料として社会福祉法人監査調査等を監査実施日の3週間前までに提出させるものとする。

2 指導監査は、当該法人の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 指導監査の実施に際しては、法人の代表者に対し、あらかじめその趣旨を説明するものとする。

4 指導監査は、提出された監査資料をもとに法人の運営状況について、代表者、関係職員等から説明を求めるものとする。

5 指導監査に際しては、公平普遍かつ懇切丁寧を旨とし、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

6 市長は、指導監査を効果的に実施するため、必要に応じて法人に係る事業の所管課職員を同行して行うことができる。

(監査の立会い)

第7条 指導監査は、法人の代表者の立会いを得て行うものとする。

(監査結果の講評等)

第8条 指導監査に従事する職員は、指導監査終了後、当該指導監査の結果について、是正又は改善を要する事項を整理し、法人の代表者等に対し講評を行うものとする。

2 指導監査の結果は、法人の代表者に対し、文書をもって通知するものとする。

(監査結果の通知等)

第9条 指導監査の結果、市長は、法その他の関係法令又は国要綱その他の関係通知（第3項において「関係法令等」という。）の規定に違反すると認められる事項があるときは、当該法人の代表者に対し、是正又は改善のために必要な措置を講じるよう文書により通知するものとする。ただし、違反の程度が軽微であるときは、これを口頭で行うことができる。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、期限を付して是正又は改善の状況報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣し、その状況を確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定により通知した事項について、是正又は改善が図られない場合は、当該法人の代表者に対し、必要に応じて、関係法令等に基づき改善を命じる等の措置を講じるものとする。

(監査台帳)

第10条 市長は、法人の現況及び過去の監査状況を把握し、効果的な指導監査を行うために、別に定める監査台帳に監査終了後必要な事項を記録し、整理するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。